

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

本章においては、ガイドラインに規定する事項のうち、個人情報の適正な取扱いの確保のために特に注意を要すると思われるものを取り上げて、解説し、実務上の参考となるよう適宜好ましい事例及び好ましくない事例を可能な限り取り入れた。ここで好ましい事例とは、電気通信事業者がこれに従っていれば法及びガイドラインに違反することにはならないものであるが、もちろん、ここで列挙した事例以外にも法及びガイドラインに違反しない場合はあり得るものである。また、好ましくない事例とは、電気通信事業者が、これに該当している場合には法やガイドラインの規定に違反することとなるものであり、厳に避けるべきものである。